

令和7年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案 第 51 号 説明資料

令和7年11月28日

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
参考資料	2
新旧対照表	3～7

子育て支援課

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。この改正の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令についても所要の改正が行われました。

当該基準を踏まえて定めている以下の4つの条例について規定の改正を行うものです。

【関係条例】

- ① 大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第3号）
- ② 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第14号）
- ③ 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第11号）
- ④ 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第12号）

2 改正内容

(1) 地域限定保育士の規定の変更 【関係条例】 ①、②、③

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により資格を取得し、登録後3年間は当該国家戦略特別区域内に限り保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士制度」の資格が創設されました。

内閣府令の改正に伴い、国家戦略特別区域限定保育士に関する規定に替えて、新たな地域限定保育士と経過措置中の国家戦略特別区域限定保育士を規定するための改正を行います。

(2) 引用法令の改正 【関係条例】 ②、③、④

児童福祉法第33条の10では虐待等の行為が定められていますが、新たに第2項（所管行政の定め）及び第3項（審議会等の定め）が設けられたため、条例で同条を引用している箇所について、「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正を行います。

(3) 施行日

公布の日から施行します。

3 参考資料

地域限定保育士について

【現行】

		地域限定保育士	保育士
試験	回数	通常の保育士試験（年2回）に加えて実施が可能	年に2回
	実施地域	国家戦略特別区域のみ（令和7年度は、神奈川県、大阪府）	各都道府県
	内容	筆記試験 実技試験（講習の受講でも可能とする地域あり）	筆記試験 実技試験
勤務地		3年間は試験に合格した地域に限り就業可能（登録してから3年経過後、通常の保育士として全国で就業可能）	全国で就業可能



【改正後】

		地域限定保育士	保育士
試験	回数	同上	同上
	実施地域	各都道府県（一般制度化）	同上
	内容	同上	同上
勤務地		3年間は試験に合格した地域に限り就業可能（登録してから3年経過した者のうち、 <u>地域限定保育士として1年以上の勤務経験がある場合は、</u> 通常の保育士として全国で就業可能）	同上

大磯町保育所条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案		現行
<p>第1条・第2条 省略 (職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士（神奈川県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は神奈川県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略 (職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</p>	<p>第1条・第2条 省略 (職員)</p> <p>第3条 保育所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
第1条～第10条 省略 (職員) 第11条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(神奈川県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び神奈川県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者 (2)～(10) 省略 4・5 省略 第12条 省略 (虐待等の禁止)	第1条～第10条 省略 (職員) 第11条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252号の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者 (2)～(10) 省略 4・5 省略 第12条 省略 (虐待等の禁止)
4 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条の2～第22条 省略	第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条の2～第22条 省略
附 则 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	

新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
目次 省略 第1章 総則 第1条～第12条 省略 (虐待等の禁止)	目次 省略 第1章 総則 第1条～第12条 省略 (虐待等の禁止)
第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各 1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為を 行ふをしてはならない。	第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各 号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為を 行ふをしてはならない。
第14条～第22条 省略 第2章 家庭的保育事業 第23条 省略 (職員)	第14条～第22条 省略 第2章 家庭的保育事業 第23条 省略 (職員)
第24条 省略 第2家庭的保育者 (法第6条の3第9項第1号)の家庭的保育者をいう。以下 同じ。) は、町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関 が行う研修を含む。) を修了した保育士 (神奈川県の区域に係る法第18条 の29に規定する地域限定保育士又は神奈川県の区域に係る児童福祉法等の 一部を改正する法律 (令和7年法律第29号) 附則第15条第1項の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前 の国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)。以下「特区法」という。) 第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士 (以下「保育士 といふ。) を含む。) 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町 長が認める者であつて、次の各号のいづれにも該当する者とする。 (1) (2) 省略 3 省略 第25条～第27条 省略 第3章 小規模保育事業 第1節 省略 第2節 小規模保育事業A型 (職員)	第24条 省略 第2家庭的保育者 (法第6条の3第9項第1号)の家庭的保育者をいう。以下 同じ。) は、町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関 が行う研修を含む。) を修了した保育士 (神奈川県の区域に係る法第12条の 5第2項に規定する国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)。以下「特区法」という。) 第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)、 第3章 小規模保育事業 第1節 省略 第2節 小規模保育事業A型 (職員)
第29条 省略 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければ さればならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型 定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)	第29条 省略 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士 (特区法第12条の5第2項に規 定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)、嘱託医及び調

<p>又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かなければならないことがある。</p> <p>2・3 省略 第31条 省略 第3節・第4節 省略 第4章～第6章 省略</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	
---	--

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第4条関係）

改正案		現行
目次	目次	目次
省略	省略	省略
第1章 省略	第1章 省略	第1章 省略
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 省略	第1節 省略	第1節 省略
第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準
第5条～第24条 省略 (虐待等の禁止)	第5条～第24条 省略 (虐待等の禁止)	第5条～第24条 省略 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもにもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員)については、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもにもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもにもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもとの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第34条 省略 第3節 省略 第3章・第4章 省略	第26条～第34条 省略 第3節 省略 第3章・第4章 省略	第26条～第34条 省略 第3節 省略 第3章・第4章 省略
<u>附 則</u>		<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>